

ながさき環境県民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県民、事業者、NPO・大学、行政等が、2050年カーボンニュートラルを目指し、それぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取り組みを実践し、環境への負荷の少ない脱炭素・資源循環型の持続可能な社会を実現することを目的として、ながさき環境県民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 脱炭素・資源循環型の持続可能な社会実現のための行動計画の策定及びその推進に関すること
- (2) 県民意識の向上その他脱炭素社会及び資源循環型社会の構築の推進に必要な事項に関すること

(構成等)

第3条 会議は、別に定めた委員及びアドバイザーにより構成する。

- 2 会議には、議長1人及び副議長2人を置き、その選任は委員の互選によるものとする。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長が、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(総会)

第4条 総会は原則として年1回開催する。また、必要に応じて議長は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(幹事会)

第5条 第2条の事業を推進するため、総会の中に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条の事業を推進するための方針等の決定、各部会が検討すべき事項の決定が必要な場合など、議長が認める時に開催するものとする。
- 3 幹事会は、議長の指名する者をもって構成する。
- 4 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者のうちから、議長がこれを指名する。
- 5 幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、副幹事長が、その職務を代行する。

6 幹事会は、幹事長が招集する。

(部会)

第6条 事業の内容等について、具体的に検討及び実践するため、4R部会及び温暖化防止部会を設置する。

2 部会は、議長の指名する者をもって構成する。なお、議長は、部会を運営するうえで必要があるときは、委員以外の者から部会員を指名することができる。

3 部会には部会長1人及び副部会長1人を置き、部会を構成する者のうちから、議長がこれを指名する。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長が、その職務を代行する。

5 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

2 幹事会の庶務は、長崎県県民生活環境部地域環境課において行う。

3 部会の庶務は、次のとおり行う。

(1) 4R部会の庶務は、長崎県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

(2) 温暖化防止部会の庶務は、長崎県県民生活環境部地域環境課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。